

災害救助法で定められた救助 **その1**

食品の 給与

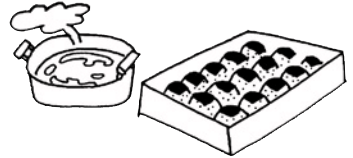
避難所に入っている人、全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事が出来ない人に、炊き出しその他による食品が給与されます。

食品の限度額／1人1日あたり1,110円以内(※)
期 間／災害発生の日から7日以内

飲料水の 供給

飲料水および炊事用の水が得られない人に、飲料水が供給されます。

限度額／当該地における通常の実費
期 間／災害発生の日から7日以内



生活必需品の 給与

全半壊(焼)、流失、床上浸水などで、被服、寝具その他の生活必需品をなくして、日常生活が困難になっている人に生活必需品が給与または貸与されます。

限度額／

区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
全 全 流	夏	18,400	23,700	34,900	41,800	53,000
	冬	30,400	39,500	55,000	64,300	80,900
半 半 床上浸水	夏	6,000	8,100	12,100	14,700	18,600
	冬	9,800	12,700	18,000	21,400	27,000

(※)

期 間／災害発生の日から10日以内

学用品の 給与

全半壊(焼)、流失、床上浸水により、学用品をなくした小中高生に、教科書、文房具、通学用品が給与されます。

限度額／教科書および教科書以外の教材で教育委員会に届け出または承認を受けて使用している教材、正規の授業で使用している教材の実費 ▼文房具および通学用品は1人当たり小学生4,300円、中学生4,600円、高校生5,000円(※)



医療の 応急処置

救護班が編成・派遣され、応急的な医療が提供されます。

限度額／<救護班>使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費
<病院または診療所>国民健康保険診療報酬額以内
<施術者>協定料金の額以内

期 間／災害発生の日から14日以内



(※)2016年4月1日現在の金額。毎年変わります。